

下水道使用料の賦課漏れ等について（三次報告）

平成 29 年 12 月 1 日
久御山町
（事業建設部）

下水道使用料の賦課漏れ等の対応状況について、ご報告します。

1 過去の賦課漏れ（11 件）に係る遡及請求について

賦課漏れが判明した対象者に戸別に連絡し、経緯説明を行ったところ 10 件については、遡及請求額の承諾を頂いた。

なお、1 件については引き続き折衝をしている。

承諾を頂いた 10 件のうち 2 件については一括納付で既に納めて頂き、8 件については分納となった。

2 追加調査の実施について

下水道整備区域で下水道使用料の発生していない事案について、御牧地区を中心に 11 月末日現在で、138 件に対して接続勧奨及び実態調査を実施したところである。新たに接続の申し込みがあったのが 4 件、また、5 件の無届接続を発見し、既に遡及請求を行った。

3 再発防止策

電算入力等のチェック体制について徹底するとともに、新たにマニュアルを作成し、情報の共有を図った。

また、11 月 21 日には部課長会で、同様の事案がないかの確認及び再発防止の徹底を図った。

なお、今回の賦課漏れに関係した職員の処分については、「久御山町分限懲戒審査等委員会」に諮った。

4 今後の対応

- ・過去の賦課漏れの内、承諾が得られていない 1 件について折衝を継続
- ・接続勧奨及び実態調査を継続実施
- ・再発防止策の徹底